

議案第 73 号

里庄町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

里庄町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 12 月 9 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い新設される「会計年度任用職員」の給与に関して条例を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例

(この条例の目的及び効力)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の給与（給料及び手当をいう。以下同じ。）に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 第2号会計年度任用職員の給料は、当該会計年度任用職員に定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、通勤手当及び特殊勤務手当を除いたものとする。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が第2号会計年度任用職員に支給される場合については、里庄町職員の給与に関する条例（昭和27年里庄町条例第18号の2。以下「給与条例」という。）の適用を受ける一般職の常勤職員の規定の例による。

(給料表)

第3条 第2号会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

2 第2号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるところによる。

(職務の級及び号給の基準)

第4条 第2号会計年度任用職員の職務の級及び号給は、別に定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給方法)

第5条 第2号会計年度任用職員の給料の支給方法については、給与条例の適用を受ける一般職の例による。

2 法第25号第2項の規定により、給与から控除することができるものは、法令又は第2条第2項に定めがあるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 岡山県市町村総合事務組合の掛金及び貸付金の償還金
- (2) 岡山県市町村共済組合の積立貯金及び貸付金の償還金
- (3) 財団法人岡山県教育職員互助組合の掛金、物資購入代金、積立貯金の積立金及び貸付金の償還金
- (4) 岡山県公立学校共済組合の貸付金の償還金
- (5) 全国町村会に係る任意共済保険及び個人年金共済の保険料
- (6) 全国町村職員生活協同組合に係る火災共済及び自動車共済の掛金
- (7) 団体取扱契約に係る生命保険及び損害保険の保険料
- (8) 職員組合の組合費
- (9) 職員の福利厚生を目的とする互助会の会費
- (10) 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金
- (11) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので任命権者が認めるもの

3 第2号会計年度任用職員の給与は、前項の規定による場合を除くほか、その全額を現金で支払わなければならない。ただし、第2号会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与の減額)

第6条 第2号会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(時間外勤務手当)

第7条 第2号会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(休日勤務手当)

第8条 第2号会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(夜間勤務手当)

第9条 第2号会計年度任用職員の夜間勤務手当は、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第10条 第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出は、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(宿日直手当)

第11条 第2号会計年度任用職員の宿日直手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(期末手当)

第12条 第2号会計年度任用職員(任期の定めが6月以上の者に限る。)の期末手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

2 前項の場合において、任期の定めが6月に満たない第2号会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該第2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

3 前2項に規定する第2号会計年度任用職員が任期の満了日の翌日において、会計年度任用職員として再度任用されたときの在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。

(通勤手当)

第13条 第2号会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(特殊勤務手当)

第14条 第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(休職者の給与)

第15条 休職中の第2号会計年度任用職員の給与については、これを支給しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(給与に関する特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号の規定により特別職として任用されていた者、改正前の法第17条第1項の規定により一般職の非常勤職員として任用されていた者及び改正前の法第22条第5項の規定により臨時的任用職員として任用されていた者が、施行日以後引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員（改正法による改正後の法第22条の2第1項に規定するものをいう。）に任用された場合の給与については、この条例の規定による給与（時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、通勤手当及び特殊勤務手当を除く。以下同じ。）の年間総額が前年度においてその者が受給していた給与に相当する報酬等の年間見込額に達しないこととなるものには、権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

別表第1（第3条関係）

給料表

職種	職務の級	号給	給料月額
事務職	1級	1号給から 93号給まで	第3欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第1行政職・教職員給料表（以下「行政職・教職員給料表」という。）におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
	2級	1号給から 125号給まで	第3欄に掲げる各号給の数と行政職・教職員給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額
専門職 労務職	1級	1号給から 93号給まで	第3欄に掲げる各号給の数と行政職・教職員給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
	2級	1号給から 125号給まで	第3欄に掲げる各号給の数と行政職・教職員給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の2級の欄に掲げる給料月額と同額

別表第2（第4条関係）

等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
事務職	1級	定型的な業務を行う職務
	2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務
専門職・労務職	1級	定型的な業務を行う職務
	2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務